

農業委員会 だより

発行：新島村農業委員会
 編集：農業委員会事務局（役場内）
 産業観光課農林水産係
 5-0240（内線215）

農地の貸し借り

現在、農地を借りたり貸したりしている方、貸し借りの手続きをされていますか？

農地の貸し借りには法律によって定められています。農業委員会が間に入り、きちんとした手続きを踏む必要があります。



手続きをしないといふ...

口約束なので、借り手と貸主の間でトラブルが発生した場合、「言った、言わない」の押し問答

になり、解決が難しくなります。

また、口約束による貸借で耕作を開始後、10年〜20年たつと、返してもらえない事もあります。

自分の所有の土地でなくとも、一定期間耕作し続けると、所有権に時効が発生するのです。

● 借り手が、借地だと認識して耕作している場合、20年で時効取得が成立。

● 借り手が、他人の土地だと知らず、耕作していた場合、10年で時効取得が成立。

手続きって難しい？

手続きは難しくもややこしくありません。

『手続き』と聞くと、抵抗のある人が多いかもしれませんが、手続き自体は簡単で、申請書と計画書に記入するだけで、後は農業委員会が許可までの手続きを行います。

契約を結べば、更新しない限り、契約終了と共に必ず返却され、

◆ 契約終了前に返却を求められた

◆ 離作料の支払いを求められた

◆ 時効によって勝手に登記された

と行ったトラブルを防げます。

現在でも、農地の口約束で貸し借りされ、トラブルがあつてから農業委員会へ相談に来られる方が多くいらっしゃいます。

安心して農地の貸し借りをするために、村への届出・契約の手続きをお願いします。

—ご相談・お問い合わせ—

お近くの農業委員

もしくは

農業委員会事務局

新島村役場庁舎内2F
 産業観光課農林水産係
 5-0240 内線 215

おめでとうござます

第26回

島嶼農業委員会協議会表彰

受賞者 前田秀子さん(79)



レザーファン部会の方々と一緒に
(前田秀子さん：前列 左から2番目)

やルスカスなどの園芸に力を注ぎ、その生産力・品質ともに島外でも高く評価されています。休みなしで一生懸命働く方だとの周囲からの評価も加わり、今回の表彰に至りました。
秀子さん、これからもみなさんの素敵なモデルとして、体に気をつけながら、頑張ってくださいね☆



表彰の様子

この度、右記の表彰にて前田秀子さんが受賞されました。

新島唯一の東京X(エックス)の出荷元である、旦那さまの前田常太郎さんとともに、長い間新島村の農業を支えて下さっています。

18歳で嫁がれてから、レザーファン

新島村には、他にも多くの方が朝早くから夜遅くまで野菜や園芸作物に愛情を注いでらっしゃいます。次回はあなたの元に、農業委員会がお伺いするかもしれません。

